

美唄市における空き家等の流通及び利活用促進に関する連携協定書

美唄市(以下「甲」という。)と 0 円都市開発合同会社(以下「乙」という。)は相互の連携を強化し、美唄市における空き家等の発生抑制・解消及び流通・利活用を促進するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 本協定は、甲及び乙が、緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、美唄市内の空き家等が管理不全な状態とならないように、空き家等の発生抑制・解消及び流通・利活用を促進し、良好な生活環境の保全と安全安心なまちづくりの推進に寄与するとともに、より一層の住民サービス向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 本協定において、各号に掲げる用語の意義は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 2 6 年法律第 1 2 7 号)に規定されるもののほか、当該各号に定めるところによる。

- (1) 所有者等 空き家等の所有者又は管理者をいう。
- (2) 譲渡希望者 空き家等の譲渡を希望する者をいう。
- (3) 取得希望者 空き家等の取得を希望する者をいう。
- (4) 管理不全な状態 次に掲げるいずれかの状態をいう。

ア 老朽化又は台風等の自然災害により、倒壊し、又は建築材料が飛散し、人の生命又は身体若しくは財産に被害を及ぼすおそれのある状態

イ 不特定多数の者が容易に侵入することができ、火災又は犯罪を誘発するおそれのある状態

ウ 樹木又は雑草の繁茂若しくは害虫等の発生により、周囲の生活環境の保全に支障を及ぼすおそれのある状態

(連携事項)

第 3 条 甲及び乙は、連携・協力して、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 所有者等に対する空き家等の相談に関する事業
- (2) 空き家等の譲渡、その他市場への流通促進に関する事業
- (3) 譲渡希望者に対する空き家等の譲渡の相談に関する事業
- (4) 取得希望者に対する空き家等の取得の相談に関する事業
- (5) 空き家等の発生抑制・解消及び流通・利活用を促進するための広報・啓発事業

(甲の行う業務)

第 4 条 甲は、第 1 条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 所有者等及び譲渡希望者からの承諾を得て、空き家等の譲渡に関し必要となる情報の乙への提供
- (2) 乙が作成したパンフレット等の配布による空き家等の発生抑制・解消及び流通・利活用の促進に向けた啓発

(乙の行う業務)

第 5 条 乙は、第 1 条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 空き家等の譲渡に関する相談
- (2) 前条第 1 号の規定により甲から情報提供された空き家等の所有者等及び譲渡希望者の意向に基づく空き家等の譲渡、その他市場への流通促進
- (3) 甲が主催又は共催する、所有者等に対する空き家等に関する相談会への派遣
- (4) 譲渡希望者及び取得希望者からの承諾を得て、空き家等の譲渡に関し必要となる情報の甲への提供

(情報公開)

第 6 条 甲より提供される空き家等に関する物件情報を、乙が公開する場合の条件として、次の各号に掲げる事項を定める。

- (1) 甲が乙に対して提供する空き家等の物件情報は、甲があらかじめ美唄市空家等対策に係る市民の協力事業者に対して提供を済ませた物件情報を前提とする。

（２）乙は、甲が示す「関係法令に基づいた空家等の利活用における注意事項等」について、甲より示された内容であることがわかるように、公開する物件情報に明記する。

（３）乙は甲から受けた「関係法令に基づいた空家等の利活用における注意事項等」や、物件情報に係る諸法令等の情報提供に関して、一切の責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第 7 条 甲及び乙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た他の当事者の秘密を、当該他の当事者の承諾を得ることなく第三者に開示、漏えいしてはならない。

（協定の期間）

第 8 条 本協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかから書面による協定解除の申し出がない限り、その効力を有するものとする。

（協議）

第 9 条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため本書を 2 通作成し、甲乙署名の上、各自 1 通を保有する。

令和 6 年 月 日

甲 北海道美唄市西 3 条南 1 丁目 1 番 1 号
美唄市長

乙 北海道旭川市西神楽 2 線 1 6 号 2 7 8 番地 3
0 円都市開発合同会社 代表社員